

甲第1号議案

令和4年第3回沖縄県議会(定例会)議案

(そ の 1)

令和4年6月14日提出

沖 縄 県

目 次

甲第1号議案 令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）	1
------------------------------------	---

一 般 会 計

甲第1号議案

令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）

令和4年度沖縄県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に22,688,225千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ883,308,225千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和4年6月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 国庫支出金		千円 239,810,334	千円 18,612,324	千円 258,422,658
	1 国庫負担金	49,867,958	2,592,486	52,460,444
	2 国庫補助金	187,964,226	16,019,838	203,984,064
13 繰入金		42,068,301	3,696,625	45,764,926
	2 基金繰入金	41,897,769	3,696,625	45,594,394
15 諸収入		73,955,379	378,576	74,333,955
	8 雑入	5,625,143	378,576	6,003,719
16 県債		38,461,400	700	38,462,100
	1 県債	38,461,400	700	38,462,100
歳 入 合 計		860,620,000	22,688,225	883,308,225

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		64,133,748	341,968	64,475,716
	1 総 務 管 理 費	22,551,045	31,841	22,582,886
	2 企 画 費	11,294,641	310,127	11,604,768
3 民 生 費		133,218,041	1,278,147	134,496,188
	1 社 会 福 祉 費	77,473,236	318,829	77,792,065
	2 児 童 福 祉 費	44,995,325	959,318	45,954,643
4 衛 生 費		67,195,215	18,480,481	85,675,696
	1 公 衆 衛 生 費	23,698,536	8,102,936	31,801,472
	5 医 薬 費	28,466,747	10,377,545	38,844,292
5 労 働 費		2,626,122	33,196	2,659,318
	1 労 政 費	1,400,650	33,196	1,433,846
6 農 林 水 産 業 費		50,334,305	499,369	50,833,674
	2 畜 産 業 費	2,416,492	236,040	2,652,532
	3 農 地 費	20,197,758	76,304	20,274,062
	5 水 産 業 費	8,038,658	187,025	8,225,683
7 商 工 費		121,713,572	2,004,535	123,718,107
	2 工 鉱 業 費	69,306,852	66,624	69,373,476
	3 観 光 費	48,911,905	1,937,911	50,849,816
8 土 木 費		74,015,550	10,000	74,025,550
	7 空 港 費	3,912,572	10,000	3,922,572
10 教 育 費		173,281,271	40,529	173,321,800
	1 教 育 総 務 費	15,129,623	30,213	15,159,836
	7 保 健 体 育 費	1,253,944	10,316	1,264,260
歳 出	合 計	860,620,000	22,688,225	883,308,225

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
公 共 事 業 等	千円 11,477,000	千円 700	千円 11,477,700	<p>(借入方法) 年5%以内 証書借入又 (ただし、 は証券発行 利率見直し による。 方式で借り 発行価格が 入れる資金 額面金額を について、 下回るとき 利率の見直 は、その発 しを行った 行差額をう 後において めるため必 は、当該見 要な金額を 直し後の利 これに加算 率) した金額と できる。 (借入時期) 令和4年度。 ただし、事 業その他の 都合により、 その一部又 は全部を後 年度に繰り 延べて起債 することが できる。</p>	<p>償還期間は、据置 期間を含め30年以 内とする。 償還方法は、元利 均等、元金均等等 による。 ただし、財政の都 合により、据置期 間中であっても繰 上償還し、償還年 限を変更し、又は 借り換えることが できる。</p>	
合 計	38,461,400	700	38,462,100			